

2022 年 5 月 日

大 阪 港 湾 局
局 長 丸 山 順 也 様

大阪市従業員労働組合港湾支部
支 部 長 菊 田 靖 人

2022 自治労現業統一闘争に関する要求書

自治労は、2022 現業・公企統一闘争を産別統一闘争として「自治体現場力の回復による質の高い公共サービスの確立」を基本的な目標に掲げ「職の確立」を基本とする「新たな技能職」への取り組みと「より質の高い公共サービス」の提供に必要な人員確保や賃金・労働条件の改善をめざすため、個別の具体的取り組み指標を設定し、全国で闘争体制の強化を図ることとしています。また、長年の退職不補充や任用替えなど、合理化の矢面に立たされてきた現業・公企職場の最重要課題は人員確保であることから、春闘段階から年間を通じた取り組みを進めるとして、2022 現業統一闘争において第 1 次、第 2 次の取り組みゾーンを設定し、通年の闘いとして取り組みを進めています。

市従は、組合員の生活と権利を守ることはもとより、市民福祉の向上と市民のための市政改革、市政運営の発展に寄与することを第一義に、大きく変貌する時代に対応すべく、市民に必要とされる公共サービスの確立を図る取り組みを進めています。引き続き、市民が求める「質の高い公共サービス」を提供していくため、さらなる現業職場活性化運動に邁進しています。

新型コロナウイルスの感染状況は収まらず新規感染者数は高止まりしています。こうした状況下にあっても組合員は市民生活を守るため懸命に業務を遂行しており局として、こうした職員の努力をしっかりと評価し受け止めるよう求めます。

近年、全国各地で大規模自然災害が頻発する中、大阪港においては「大阪港地震・津波対策アクションプラン」に高潮や独自の台風対策を併せ充実させた「大阪港自然災害対策アクションプラン」を策定し、実効性の高い自然災害対策の強化を図っていくとしています。こうした災害対策を推進している中で「市政改革プラン 3.1」では、直営業務を精査し技能職員を半数程度に削減するとの考えを示していますが、一方で技能職員の採用について、災害時の対応を含め職員の高齢化等の課題を踏まえ採用のあり方について今後検討を行うとの考えも明らかにしています。こうしたことから、技能職員がこれまでに培ってきた技術・技能・知識・経験を継承していくためにも新規採用は必要不可欠です。

局は行政責任をはたすべく市民・利用者の要望に沿った港湾行政サービスの提供と、防災対策を含めた持続可能な港湾行政を展開するため、選択と集中による人と仕事のあり方を「直営事業改革プロジェクトチーム」において検証し、委託を前提とすることなく新たな手法も含めて多角的に議論を行い、中長期的な展望をもって業務執行体制の確立を図るとともに、それに見合った適正な要員配置を行わなければなりません。

支部は、行財政のみに視点をあてた行政運営ではなく、自治体責任として提供すべきサービスと真に求められる防災が一体となった港湾行政の充実・強化に向け、港湾管理者の責務として主体性を持った局運営を求め、第 1 次として下記の内容について申し入れますので、誠意を持って対応されるよう要求します。

記

1. 自治・分権・参加を基本に、局における行政責任と技能職員の役割を明確にし、将来にわたって質の高い公共サービスを提供していくためにも安易な民間委託、民営化や一元化を行わないこと。
2. 災害に強いみなとづくりに向け、あらゆる災害について調査・研究し、大規模災害に対応できるハード面の強化、機具機材の充実と直営体制を活用した局独自の動員体制を構築し、必要な要員を確保すること。
3. 大阪港湾局の共同設置にともない、広域での需要がある現行業務も含め、新たな現業職場を展開するために「直営事業改革プロジェクト」において、委託を前提とせず「選択と集中」を軸に新たな発想をもって多角的に直営事業のあり方を検討すること。
また、円滑な港湾運営にむけた業務執行体制の構築と適正な要員配置のため早期の新規採用凍結解除を関係局に働きかけ、局の主体的なマネジメントのもと、要員確保を行うこと。
4. 技能職員の実績も踏まえ、将来にわたって質の高い公共サービスの提供を实践し得る現業管理体制のさらなる充実・強化を図るとともに、業務における権限の付与や裁量権の拡大を図ること。
また、施設や設備の老朽化、現職の減少にともない業務主任の果たすべき責務が大きくなっており、2級班員の必要性和果たす役割は重要であることから位置づけの拡大を図ること。
5. 定年延長および高齢期の雇用のあり方については労使で十分に協議を行い 65 歳まで安心して働き続けられる職場環境を整備すること。
また、再任用職員については職場実態に応じ適正に配置すること。
6. 新型コロナウイルス感染症は、各分野で行動制限の緩和がされているが、職員自身の罹患だけでなく濃厚接触者になり多くの職員が自宅待機となる状況であったことから、引き続き局として情報収集に努め、有効な情報に関しては各所属へ正確に周知するなど、職員・市民・利用者の安全確保を最優先に、局全体で感染防止対策に取り組むこと。
また事務所衛生基準規則に基づいた職場環境整備に取り組み、テレワークや時差出勤については各所属の職場実態に応じた対応とすること。
7. 災害時の対応も含めた全ての労働災害・職業病を一掃するという強い決意を持って、真に実効性のある労働安全衛生管理体制の充実・強化を図ること。
具体としてリスクアセスメントの充実・強化や熱中症対策への予算措置、各種ハラスメントに対する改善措置を講じ、各所属における高齢化対策も含め必要とされる機具機材・装備の購入に関しては、柔軟且つ速やかに対応するとともに事業主として職員の安全・健康を確保する責務があることを認識すること。
8. 労働安全衛生法、大阪市職員安全衛生管理規則に基づき業務に必要な免許・資格の取得、特別教育等の実施について局が主体性をもって取り組むこと。とりわけ、新規採用者が早期に現場の第一線で活躍できるよう必要な措置を講じること。
9. 労働安全衛生面に十分配慮し、作業実態に見合った作業服を貸与すること。また、保護具類についても、各職場の状況を把握し、最良の物を全職場で共有できるように取り組むこと。(別紙参照)
10. 人事考課制度については、本来の目的から逸脱していることから制度廃止に向け関係局に働きかけること。また、人事評価制度とは、本来人材育成を目的に個々の資質向上を図るものでないことから、公平・公正性、透明性、客観性、納得性を確保し、職員の士気の低下をきたさない人事評価とすること。
11. 労使関係については、法令を遵守し「労使対等の原則」「相互不介入の原則」「労使自治の原則」「相互理解の原則」等に基づくこと。また、勤務労働条件について、一方的な判断はしないこと。
12. 職場環境の改善について、全職員が健全な環境の中で職務に専念できる職場風土となるようオフサイトミーティング等を通し「風通しの良い職場づくり」に局責任として取り組むこと。
13. 現業差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃するための策を講じること。

以上

2023 被服に関する要求事項

1. 作業服について

- (1) 多種多様な港湾作業実態に応じた製品を貸与することはもとより、各業務に応じた機能性・利便性・安全性を追求し改善を図り、制度内での選択制を導入すること。
- (2) ボタン・チャック・フック・マジックテープ・裏生地等の各部をはじめ、縫製を厳格にすること。
- (3) 作業上、特殊性のある場合は、それに見合う安全性を考慮した対応を図ること。

2. 作業靴について

- (1) 多種多様な港湾作業実態に応じた製品を貸与し支給を増とすること。また、制度内での選択性を導入すること。
- (2) サイズを増やすこと。
- (3) 作業実態に応じた良質な製品を貸与すること。

3. 防寒衣について

- (1) 問題点の抽出と把握に努めるとともに、生地・素材を良質にし、耐久性に優れたものにする。
- (2) 貸与期間を短縮すること。
- (3) 港湾作業実態、作業環境に適応した製品を貸与するなど柔軟に対応すること。
- (4) 制度内での選択制を導入すること。

4. 作業帽について

- (1) 港湾作業実態に応じて改良すること。
- (2) 制度内での選択制を導入すること。

5. ベルトについて

- (1) 作業服下衣用ベルトの制度化に向けて努力すること。
- (2) 現支給のものより耐久・機能性の優れた製品を貸与すること。

6. 労働安全衛生面について

- (1) 職場環境整備として、洗濯機・乾燥機・石鹼等の配置及び支給を現場実態にあわせて充実すること。また、故障時の修理や買換え等にも早急に対応すること。

7. 備蓄制度について

- (1) 備蓄制度のさらなる充実を図るとともに、破損など支障が発生したときは即貸与すること。
- (2) 備蓄品の管理を厳格に行うこと。
- (3) 所属間・局内担当人事異動者、新規採用者に対して、配属先業務に応じた被服・安全衛生品目を必ず配属日に貸与すること。

8. 各所属対応について

- (1) 各職場からの意見を聞き、問題点を十分把握し、早期解決に向けて努力すること。
- (2) 各所属に置かれている安全衛生委員会の積極的な定期開催に努め、委員会の意思決定については最大限尊重すること。

9. その他（局の対応について）

- (1) 要求事項が制度化されるまでは、局対応で努力すること。
- (2) 労働安全衛生品目（ベルト・腕カバー・作業用手袋・作業用靴下・脚絆・保護具類）の検証を行いさらなる充実（サイズ・形状の選択を可能とするなど）と適正な支給に努めること。
- (3) 女性職員の被服については柔軟に対応すること。